

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年7月1日

【会社名】 株式会社富山銀行

【英訳名】 The Bank of Toyama, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 中沖 雄

【本店の所在の場所】 富山県高岡市下関町3番1号

【電話番号】 (0766)21-3535(代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 中嶋 尚大

【最寄りの連絡場所】 富山県高岡市下関町3番1号

【電話番号】 (0766)21-3535(代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 中嶋 尚大

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2025年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金25円 総額133,190,025円

剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

当行定款において監査等委員会設置会社に移行するための監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できるものとする規定の新設。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、中沖雄、森永利宏、高田恭介、寺尾晋一、末武真吾、金田卓也、西岡浩紀、大澤眞及び野田万起子を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、織田茂、海下巧、新田洋太郎及び山口省蔵を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円）とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額60百万円以内とする。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬を、年額30百万円以内（これにより発行又は付与される株式数は年2万株以内）とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	39,936	147		(注) 1	可決 98.70
第2号議案 定款一部変更の件	39,913	170		(注) 2	可決 98.65
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件					
中沖 雄	38,483	1,600		(注) 3	可決 95.11
森永 利宏	39,898	185			可決 98.61
高田 恭介	39,881	202			可決 98.57
寺尾 晋一	39,897	186			可決 98.61
末武 真吾	39,906	177			可決 98.63
金田 卓也	39,895	188			可決 98.60
西岡 浩紀	39,901	182			可決 98.62
大澤 眞	39,636	447			可決 97.96
野田 万起子	39,884	199			可決 98.57
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
織田 茂	39,657	426		(注) 3	可決 98.01
海下 巧	39,848	235			可決 98.49
新田 洋太郎	39,601	482			可決 97.87
山口 省蔵	39,884	199			可決 98.57
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	39,766	317		(注) 1	可決 98.28
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	39,772	311		(注) 1	可決 98.30
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役、社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	39,751	327		(注) 1	可決 98.25

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。